



# 島根県報

平成24年3月27日（火）

号外第36号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【人委規則】**

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則 2

**【公安告示】**

警察に関する手数料条例第6条第2項の規定により著しく激甚な災害として指定（警察本部） 2  
する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲

## 人 事 委 員 会 規 則

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 27 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

### 島根県人事委員会規則第2号

東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成24年島根県条例第34号。次条において「特例条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当の支給の対象となる区域、支給額等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(救難作業等手当)

**第2条** 特例条例第2条第1項第2号に規定する人事委員会規則で定める区域は、平成23年4月21日午前11時の本部長指示があるまでの間における当該本部長指示により警戒区域に設定することとされた区域と同一の区域とする。

2 特例条例第2条第1項第3号に規定する人事委員会規則で定める区域は、平成23年4月22日午前9時44分の本部長指示があるまでの間における当該本部長指示により避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域と同一の区域とする。

3 本部長指示による区域が東京電力株式会社福島第一原子力発電所又は東京電力株式会社福島第二原子力発電所からの距離により定められている場合における特例条例第2条第1項第2号及び第3号の作業に係る区域には、当該距離により定められた区域内にある海域を含むものとする。

4 特例条例第2条第1項第2号及び第3号の作業に係る区域には、その上空を含むものとする。

5 特例条例第2条第2項第1号の人事委員会規則で定める作業は、同条第1項第1号の作業のうち原子炉建屋内において行う作業とする。

6 特例条例第2条第2項第1号の人事委員会規則で定める額は、40,000円とする。

7 特例条例第2条第2項第2号の人事委員会規則で定める施設は、免震重要棟とする。

8 特例条例第2条第2項第3号の人事委員会規則で定める作業は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域において行う作業とする。

9 特例条例第2条第4項の作業に従事した時間には、同条第3項の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含むものとする。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

## 公 安 委 員 会 告 示

### 島根県公安委員会告示第28号

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、著しく激甚な災害として指定する災害の名称及び手数料を免除することが適当であると認める者の範囲について、次のとおり定め、平成24年4月1日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

平成24年 3 月 27 日

島根県公安委員会委員長 川 津 愛 子

1 災害の名称

条例第6条第2項に規定する「著しく激甚な災害」は、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。以下同じ。）とする。

## 2 手数料の免除対象者

条例第6条第2項に規定する「公安委員会が手数料を免除することが適当であると認める者」は、東北地方太平洋沖地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の特定権利利益に係る満了日を延長する措置を指定する件（平成23年国家公安委員会告示第10号）第1条に規定する対象地域に居住し、東日本大震災により被災した者であって、島根県内に避難し、又は住居を移転したものとする。